

令和３年度 旧上田食肉衛生検査所土壌概況調査業務契約書(案)

長野県知事 阿部 守一（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は、次の条項により、令和３年度 旧上田食肉衛生検査所土壌概況調査業務に関する契約を締結する。

（総則）

第１条 発注者と受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

２ 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（業務の名称及び内容）

第２条 業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

（１）業務の名称 令和３年度 旧上田食肉衛生検査所土壌概況調査業務

（２）業務の内容 上田市常磐城に所在する「旧上田食肉衛生検査所」における土壌概況調査業務

（履行期間）

第３条 業務の履行期間は、契約日の翌日から令和４年３月３１日までとする。

（業務料）

第４条 業務料は、_____円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）

（契約保証金）

第５条 受注者は、契約保証金_____円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

２ 発注者は、第７条第２項の規定により検査に合格し、業務完了報告書及び成果品の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

３ 契約保証金には、利子を付さないものとする。

○契約保証金免除の場合

第５条 契約保証金は_____円とし、財務規則第１４３条第３号の規定によりその納付は免除する。ただし、受注者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

（業務の処理方法等）

第６条 受注者は、別添の「令和３年度 旧上田食肉衛生検査所土壌概況調査業務仕様書」に基づき業務を実施しなければならない。

２ 受注者は、前項の要領、仕様書に定めのない事項については、発注者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

３ 受注者は、業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を発注者に届出なければならない。

４ 受注者は、発注者から請求があったときは、業務の進捗状況について発注者に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 受注者は、業務完了後10日又は令和4年3月31日のいずれは早い日までに業務完了報告書及び成果品を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受注者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、発注者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

(業務料の支払)

第8条 発注者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に業務料を支払うものとする。

2 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(瑕疵担保)

第10条 受注者は、成果品の引渡し後5年間に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、契約業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(貸与品)

第13条 発注者は、業務の実施に必要な場合は、次の設計図書等を受注者に無償で貸与するものとする。

(1) 上田食肉衛生検査所工事設計図

(2) 上田食肉衛生検査所機械設備工事設計図

2 受注者は、前項の貸与品の引渡しを受けたときは、発注者に借用書を提出するものとし、貸与期間中は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受注者は、業務が完了したときは、貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合、発注者は受注者の立ち会いの上で貸与品の検査を行うものとする。

4 受注者は、その責に帰すべき事由により、貸与品を滅失又はき損したときは、代品を納入し、又は修理その他原状回復に必要な費用を発注者に支払わなければならない。

(契約内容の変更)

第 14 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、発注者と受注者が協議の上、業務料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第 1 項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第 15 条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りではない。

(談合その他の不正行為による解除)

第 15 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第 15 条の 3 発注者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受注者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受注者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 発注者は、受注者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第 16 条 受注者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期間内に業務を完了しないとき又は第 7 条第 1 項に規定する期限までに業務完了報告書及び成果品を提出しないときは、当該期限の翌日から業務を完了した日又は業務完了報告書及び成果品を提出した日までの日数に応じ、業務料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第 8 条第 1 項に規定する期限までに業務料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、業務料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

- 3 受注者は、第 10 条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第 15 条から第 15 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 5 発注者は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 受注者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 17 条 受注者は、第 15 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 15 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 18 条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(成果の帰属)

第 19 条 受注者が業務の実施により得た成果は、すべて発注者に帰属するものとする。

- 2 前項の成果に係る著作権については、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条（翻訳権、翻案件等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。また、受注者は、調査結果報告書、その他これに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。

(著作権等の保障)

第 19 条の 2 受注者は、発注者に対し、調査結果報告書について第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

- 2 調査結果報告書について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、受注者はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、受注者がその全責任を負う。

(秘密の保持)

第 20 条 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

- 2 受注者は、あらかじめ書面による発注者の承認を得た場合のほかは、業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(疑義の解決)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日
発注者 住 所 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2

職・氏名 長野県知事 阿部 守一 印

受注者 住 所 ○○○○
法 人 名 ○○○○
代表者職・氏名 ○○○○長 ○○○○ 印